

内閣府認証 特定非営利活動法人 全国結婚支援機構 加入誓約書

■NPO法人・全国結婚支援機構の加入条件

1. 当法人の目的を理解し、機構発展の為に協力して活動を行うこと
2. 定められた入会金・年会費等の諸費用を期限内に納入すること
3. 当法人の定款・規約を読んでよく理解し遵守すること
4. 関係法令・条例等を遵守し、社会に貢献できる事業を行うこと

以上の項目を遵守した者は、内閣府認証・特定非営利活動法人 全国結婚支援機構の会員として加入することができます。

規 約

■当法人の加入条件は、総会・理事会の議決により変更する場合があります。その際は当法人から加入者各位に通知を行い、通知後 30 日以内に加入継続もしくは退会を選択することができます。

■加入の際にお支払いいただいた諸費用は、いかなる理由でも返金できません。

内閣府認証 特定非営利活動法人 全国結婚支援機構 理事長殿

(個人名・法人名)

_____ は、上記の 内閣府認証

特定非営利活動法人 全国結婚支援機構への加入条件をすべて了承し、今後も遵守することを誓約いたします。

また上記事項に関し、事実と異なる報告があった場合には、当法人の意向によりただちに加入登録の削除、除名といった思い懲戒処分その他、当法人に損害をもたらした場合は損害賠償請求も受ける可能性があることを十分理解しました。

年 月 日

署名
